

構成団体の被害防止のための取組

傘下団体へ等への周知

機関・団体名	取組内容
(一社) 長野県薬剤師会	○ 長野県主催による「高齢者の消費者被害防止見守り研修会」「長野県消費者被害推進セミナー」等への参加を会員に呼び掛け。
長野県民生委員児童委員協議会連合会	○ 民児連の会議などの機会をとらえて市町村民児協へ被害防止について周知。
(一社) 長野県高齢者福祉事業協会	○ 県及び県警が作成するリーフレット等を会員施設へ配布し、施設利用者及び家族に注意喚起を呼びかけ。(会員施設数 316) ○ 県主催の研修会、セミナー等への参加を会員施設に呼び掛け。
(一財) 長野県老人クラブ連合会	○ ホームページや機関紙において、注意喚起を掲載。 ○ 県大会でチラシを配布。
(公財) 長野県長寿社会開発センター	○ シニア大学(木曾学部:9月)における講座の中で学習。 【学生:約2,200名】 ○ シニア学生及び当センター賛助会員に県が発行する啓発チラシの配布を通じ注意喚起。【賛助会員:約3,300人】
(特非) 長野県介護支援専門員協会	○ 理事会(7月9日)で協議。
(特非) 長野県宅老所・グループホーム連絡会	○ 会員215事業所へFAX、通知にて周知。 ○ 当会主催の研修会の都度、チラシ・情報等を配布。 【配布先:参集者(長野県内の介護事業所関係)】 引き続き上記の通り周知を実施予定。
長野県ケアハウス協議会	○ 長野県軽費老人ホームA型・ケアハウス施設長会議(5月27日開催)において参加施設(33/38施設)へ再度今年度も認知症や加齢に伴う理解判断力の低下で起こるトラブル等についての理解を深めた。もし事例が発生した際はその情報を各施設で共有できるように周知を実施。 今後も協議会での会議や研修会にて各施設入居者をはじめ、その家族へも詐欺被害防止の呼びかけを継続していく。
長野県消費者団体連絡協議会	○ 幹事会を通じて構成団体には毎回情報を提供。
(一社) 長野県連合婦人会	○ 機関紙で啓発を実施。
長野県生活協同組合連合会	○ 長野県消費者団体連絡協議会と共に消費生活サポーターの登録を呼び掛け。 ○ 2017年2月9日(木)に地方消費者フォーラム(関東ブロック)の長野市での開催に実行委員団体として関わり、参加を呼び掛け。
(一社) 長野県労働者福祉協議会	○ 機関紙「ながの労福協」(2か月に1度発行)に注意喚起情報を掲載し、会員及びその家族に周知を行なった。(機関紙発行部数15,000部) ○ 地区労福協連絡会議(H28.3.1)にて、平成27年度第2回長野県消費者被害防止対策推進会議(H28.2.16)の内容を説明し、各地区で働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクトの実施を依頼した。(可能であれば広く一般の方も対象にしていく。) ○ 地区労福協連絡会議(H28.9.26)にて、平成28年度第1回長野県消費者被害防止対策推進会議(H28.7.27)の内容を説明し、地区での対応を依頼する。
長野県消費者の会連絡会	○ 会報や学習会等を通じて、会員や地域住民への周知を行う。
(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部長野分科会	○ 第1回定例会(H28.4.23)で、「特殊詐欺、ひとごとじゃないキャンペーン」について説明し、各会員から、会員が所属する企業・団体・法人等あて協力を依頼するよう、周知した。
(公社) 長野県防犯協会連合会	○ 総会、防犯女性部、防犯指導員、ホト・エンジェルズ隊長、金融防犯部会の各会議等を開催し、周知・徹底を図る。
(一財) 長野県交通安全協会	○ 各地区交通安全協会への被害防止パンフの配布を通じた周知活動(通年)。

機関・団体名	取組内容
長野県中小企業団体中央会	○ 本会ホームページ及び月刊誌への掲載周知。(通年)
(一社)長野県商工会議所連合会	○ チラシ等の配布
長野県商工会議所女性会連合会	○ チラシ等の配布
(株)ゆうちょ銀行 信越エリア本部	○ 特殊詐欺、悪質商法等の犯罪防止の取組みについて各種会議等において周知を実施。 ○ 警察等から配信される特殊詐欺、悪質商法等の情報をメールにて社内に周知を実施。
(一社)長野県銀行協会	○ 他機関からのパンフレットや情報などを会員銀行に送付し、情報を共有している。
長野県信用金庫協会	○ 県等から配信される詐欺被害防止にかかるメール等を参加団体へ周知。 ○ 職員の詐欺防止意識及び知識向上を目的に、所轄交番所長による特殊詐欺に関する「出前講座」の開催。 ○ 営業店での声掛け運動の継続実施。 ○ チラシ・ポスターの店頭掲示。 ○ イベント等での被害防止啓発活動の実施。 ○ 年金支給日における啓発活動の実施。 ○ 県警等から配信される特殊詐欺発生状況等の営業店への周知。
長野県信用組合	○ 支店長会議の都度、多発・巧妙化する特殊詐欺の防止を徹底する。 【実施中】 ○ 全職員への通知により、最近の手口、未然防止事例を紹介し注意喚起する。【実施中】
長野県労働金庫	○ 県警生活安全企画課等から得る情報は、適時、注意喚起記事として各本店に配信し学習会資料等に供している。
長野県証券警察連絡協議会	○ 毎年証券業協会と県警、財務事務所と共同で被害防止キャンペーンを実施。(今後も継続予定)
(一社)長野県生活衛生同業組合連合会	○ 広報誌「フレッシュ生衛信州」へ注意喚起を掲載し、会員及びその家族や近隣への声かけを呼び掛け。 ○ 傘下団体等を対象とした会議において、組合員への周知を依頼。
(公社)日本青年会議所北陸信越地区 長野ブロック協議会	○ 毎月開催される会議で周知。
赤十字奉仕団長野県支部委員会	○ 奉仕団の各種会議の際に、特殊詐欺・悪質商法の防止について注意喚起を図るとともに、奉仕団指導講習や救急法指導講習の際にも、詐欺に遭わないよう注意を促す。
長野県農村生活マイスター協会	○ 役員会でチラシを配布し、支部会員への周知及び近隣への声かけを依頼。
農村女性ネットワーク ながの	○ 役員会でチラシを配布し、郡協議会員への周知及び近隣への声かけを依頼。
信州大学	○ 学生に対し、悪質商法等の被害防止のため、新入生ゼミにおいて注意喚起し、学内に相談窓口を設置していることを周知する。 また、学内の掲示板に啓発ポスター等を掲示する。
松本大学	○ 在学生によるオリエンテーションにて消費生活センターによる出前講義を実施。(3月) ○ キャンパスガイド冊子に掲載し学生に配布。(3・4月)
(一社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部 長野県協議会	○ 4/6、長野県協議会傘下の33局に対し「働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト」リーフレットをメール配信にて周知実施。
長野県インターネットプロバイダー防犯連絡協議会	○ 定期研修会の場において、インターネットを悪用した特殊詐欺や悪質商法などの現状や対策等に関する講演を開催し、会員事業者やその顧客に対するサイバー犯罪被害防止のための働きかけを呼び掛け。【会員32業者】

県民への啓発

機関・団体名	取組内容
(一社) 長野県歯科医師会	○ 県及び県警察が作成する啓発ポスター等を会員診療所に掲示し、注意喚起を行う。(随時)
(一社) 長野県薬剤師会	○ 薬局店頭等において、「特殊詐欺、ひとごとじゃない!」、「マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意」啓発チラシを掲示するとともに、来局した高齢者等に対して、チラシを配布する等、啓発活動を引き続き行う。
(公財) 長野県長寿社会開発センター	○ 当センターが発行している情報誌「信州りらく」に消費生活センターと連携し、特殊詐欺被害防止のための注意喚起を掲載。 【発行部数：5,200部】
長野県消費者団体連絡協議会	○ 2017年2月に消費者庁、県くらし安全消費生活室などと消費者フォーラムを計画。
長野県生活協同組合連合会	○ 2017年2月9日(木)に長野市で開催予定の地方消費者フォーラム(関東ブロック)への参加を呼び掛け。
(一社) 長野県労働者福祉協議会	○ 県及び県警察が作成する啓発ポスター等を構成団体や地区労福協の施設内に掲示し、注意喚起を行う。
長野県消費者の会連絡会	○ 朗読劇やパネルシアター等の出前講座を実施する。
(公社) 長野県防犯協会連合会	○ 特殊詐欺被害防止用グッズ・チラシの作成・配布。 ○ 防犯ポスターコンクールの実施と県下5会場での展示。 ○ ラジオ、新聞、かもメールを活用した広報の実施。 ○ 防犯ボランティア地域交流会の開催(県下5会場)。 ○ 機関誌を活用した広報・啓発の実施。 ○ 地域安全運動(年4回)時の立看板掲出。
(一財) 長野県交通安全協会	○ 関係施設における被害防止ポスターの掲示による広報啓発活動。(通年)
長野県弁護士会	○ 高齢者のサロンや福祉関係者の会合等に出向き、寸劇を交えて手口を伝え、注意喚起を行う。(高齢者出前講座) 【H27年度は合計29件実施】
長野県司法書士会	○ 市民及び未成年者を対象とする法律教室を実施し、その中で特殊詐欺・悪質商法被害防止に関する注意喚起を行っている。 (法律教室は、希望があれば、日程調整の上、随時講師を派遣) 申込先：長野県司法書士会 ○ SBCラジオ「特殊詐欺撲滅!キャンペーン」への協賛 1 キャンペーンスポット(8月~9月)〈協賛コメント〉 ① 「あなたの希望する金額を好きなだけ融資しますので、まず保証金をお振込みください。」 この言葉は特殊詐欺です。うまい話には必ず裏があります。保証金を支払っても融資を受けられることはありません。落ち着いて誰かに相談しましょう。 ② 「プリペイドカードを購入して、カード番号を教えてください。」 この言葉はあなたからお金を騙し取るための手口です。通常、業者がカード番号を要求してくることはありません。まずは落ち着いて誰かに相談してみましょう。 上記①、②のコメントをもって県民への啓発を行います。 2 8月4日(木)15:25~(5分間)のラジオ出演 上記出演について、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」について注意喚起の呼びかけを行う。
(株) ゆうちょ銀行 信越エリア本部	○ 防犯チラシ配布及びポスターの掲示 お客様へ防犯チラシの配布を行うと伴にATMコーナーにて防犯ポスターを掲示。 ○ ホームページへの掲載 当行ホームページにて具体的な詐欺防止方法を明示し掲載。
(一社) 長野県銀行協会	○ 年末に長野県警察との連名で防犯啓発チラシを県下会員銀行を通し配布。 ○ 全国銀行協会作成のパンフレット等をATM周辺で配布。

機関・団体名	取組内容
長野県信用金庫協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発活動： <ul style="list-style-type: none"> ・年金支給日を中心とした各店での声掛け、チラシ配布など振込詐欺防止啓発活動の実施。 (警察署員、防犯協会員、ボランティア団体、地域プロスポーツチーム等と共に、詐欺被害防止チラシ等を店頭にて配布) ・金庫主催による顧客様旅行時のバス車内での啓発DVDの上映やお客様を対象としたコンサート開催時における啓発チラシの配布。 ・営業店窓口での声掛け運動の継続。 ・県、県警等からの特殊詐欺被害にかかる営業店への情報発信。 ・店頭での大口払い出し時等チェックシートの活用及び声掛け。 ○ 今後の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・営業店での声掛け運動の継続実施 ・チラシ・ポスターの店頭掲示 ・イベント等での被害防止啓発活動の実施 ・年金支給日における啓発活動の実施。 ・県警等から配信される特殊詐欺発生状況等の営業店への周知。
長野県信用組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進会議、警察等作成のポスター、チラシの掲出配布を行う。 【実施中】
長野県証券警察連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長野県内における証券会社全社に対して、顧客に対して徹底するよう実施。
(一社)長野県生活衛生同業組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び県警察が作成する啓発ポスター等を組合員の施設内に掲示し、注意喚起を行う。
読売新聞長野支局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事件や様々な被害防止の取り組みを紹介する新聞記事を通じて啓発を進める。
(株)長野日報社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊詐欺被害に関する記事を紙面にその都度掲載し、読者を通じて注意喚起に努めている。 そのうち、特異な事象などは、より一層読者の目につくように記事の扱いを工夫している。 ○ 南信消費生活センターの協力で、消費生活センターだよりを掲載。 「ちょっと注目困った時の豆知識」を月に1回掲載。 (長野日報上伊那版)
財務省関東財務局 長野財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出前講座により、県民への注意喚起を行う。
長野県インターネットプロバイダー防犯連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを悪用した特殊詐欺や悪質商法などの被害防止のためのリーフレットを制作して長野県及び長野県警察に進呈するとともに、各種イベントにおいて配布し、注意喚起を図る。【随時】 ○ 長野県警察との連名でインターネットを悪用した特殊詐欺や悪質商法などの被害防止のための防犯CMを制作し、インターネット配信の他、各種イベント等において放映するなどし、注意喚起を行う。 【随時】

その他

機関・団体名	取組内容
長野県町村会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所内にポスターを掲示し職員に周知。 ○ キャンペーンを庁内Webにて職員に周知。
(一社) 長野県薬剤師会	○ 長野県薬誌「りんどう」(毎月1回発行)を通じ、会員への周知を行う。(発行部数 2,600部)
長野県消費者団体連絡協議会	○ 消費者団体と市町村行政との懇談会を10～11月に計画。
(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部長野分科会	○ NACS長野分科会として、「特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度」の認証申請書を県へ提出し、6月28日に認証登録証が交付された。
長野県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者トラブルに関する無料電話相談を実施し、特殊詐欺・悪質商法等の相談に対応。 月曜日～金曜日(年末年始を除く)、正午～午後2時 専用電話 026-233-4110
(株) ゆうちょ銀行 信越エリア本部	○ 窓口等で高齢者から高額送金及び払戻請求を受け付けた場合、チェックシートを活用し少しでも疑わしい場合には管理者に報告し、管理者からお客様へ説得及び警察へ要請を行い被害防止に努めている。
日本郵便(株) 信越支社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便局に貯金の払い戻し等のために来局されたお客さまが、高齢及び高額の払い戻しの場合は、注意喚起及びアンケートを実施し、状況に応じて警察に通報する。 ○ レターパックの取扱いに関して、以下のとおり、注意喚起を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口ディスプレイ広告の表示 ・レシートに注意喚起文を掲載 ・レターパック差出時における注意喚起の声かけ ・レターパック購入者への注意喚起チラシの配布
長野県信用金庫協会	○ 自己宛己宛小切手を活用した特殊詐欺防止対策の継続実施。
長野県信用組合	○ チェックシートを活用した声掛けを徹底し、未然防止に努める。 【実施中】